

新旧対照表

【別紙】

新	旧
<p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。</p> <p>ただし、対象施設（児童厚生施設を除く。）が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の表の④及び⑤欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p>	<p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。</p> <p>ただし、対象施設（児童厚生施設を除く。）が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p>

新					旧				
1 区 分		2 対象施設の種類			1 区 分		2 対象施設の種類		
① 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合		助産施設 乳児院 母子生活支援施設			① 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合		助産施設 乳児院 母子生活支援施設		
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		乳児院 児童心理治療施設			② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		乳児院 児童心理治療施設		
③ 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		乳児院 児童心理治療施設			③ 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		乳児院 児童心理治療施設		
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 1 2 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設		児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。）			④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 1 2 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設		児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。）		
⑤ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設</u>		<u>児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。）</u>							
10～18 （略）					10～18 （略）				
別表 1-1					別表 1-1				
算 定 基 準 （耐震化等整備事業を除く。） 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備					算 定 基 準 （耐震化等整備事業を除く。） 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備				
1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合	1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）～（エ） （略） （オ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除	別表 1-4 のとおり	施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 （ア）～（エ） （略） （オ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除	別表 1-4 のとおり

新				旧			
		<p>年法律第 87 号) 第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に<u>基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 16 年法律第 27 号) 第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う場合 (以下、各法に規定する津波避難対策緊急事業計画を「津波避難対策緊急事業計画」という。) には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</u></p> <p>イ～ケ (略)</p>	<p>く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。) 並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費 (PFI 事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。))。</p>				
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費				
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費				
		<p>年法律第 87 号) 第 12 条第 1 項に規定する津波対策緊急事業計画 <u>(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)</u> に<u>基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</u></p> <p>イ～ケ (略)</p>	<p>く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。) 並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費 (PFI 事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。))。</p>				
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費				
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費				

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

新	旧
<p>別表 1 - 4 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合</p> <p>①～③（略）</p>	<p>別表 1 - 4 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合</p> <p>①～③（略）</p>
<p>別表 1 - 4 交付要綱の 9（国の財政上の特別措置）に基づく整備</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p> <p>（略）</p>	<p>別表 1 - 4 交付要綱の 9（国の財政上の特別措置）に基づく整備</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p> <p>（略）</p>
<p>別表 2 （略）</p> <p>■交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）</p> <p>（略）</p> <p>■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）</p> <p>（略）</p> <p>■交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う場合）</p>	<p>別表 2 （略）</p> <p>■交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）</p> <p>（略）</p> <p>■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）</p> <p>（略）</p> <p>■交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う場合）</p>

新

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,656
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
初度設備相当加算	1人当たり	75
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	633
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,266
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,899
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
助産施設本体	1人当たり	4,577
初度設備相当加算	1人当たり	503
乳児院本体	1人当たり	2,888
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	75
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,816
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	794
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	693
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	996
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,455
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	5,747
初度設備相当加算	1世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	996
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,429
初度設備相当加算	1人当たり	20

旧

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,656
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
初度設備相当加算	1人当たり	75
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	633
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,266
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,899
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
助産施設本体	1人当たり	4,577
初度設備相当加算	1人当たり	503
乳児院本体	1人当たり	2,888
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	75
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,816
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	794
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	693
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	996
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,455
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	5,747
初度設備相当加算	1世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	996
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,429
初度設備相当加算	1人当たり	20

新			旧		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体			児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	19,201	小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	19,201
初度設備相当加算	1施設当たり	1,519	初度設備相当加算	1施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069	放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,706	小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,706
初度設備相当加算	1施設当たり	1,519	初度設備相当加算	1施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069	放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,925	児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,925
初度設備相当加算	1施設当たり	1,519	初度設備相当加算	1施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069	放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	38,592	大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	38,592
初度設備相当加算	1施設当たり	2,749	初度設備相当加算	1施設当たり	2,749
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,268	移動型児童館用車両	1施設当たり	2,268
児童養護施設本体	1人当たり	4,419	児童養護施設本体	1人当たり	4,419
初度設備相当加算	1人当たり	75	初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア 整備加算	1グループケア 当たり	6,859	小規模グループケア 整備加算	1グループケア 当たり	6,859
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452	心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	1,617	子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	1,617
初度設備相当加算	1人当たり	64	初度設備相当加算	1人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等 を整備する場合	1人当たり	996	病児・病後児保育事業のための保育室等 を整備する場合	1人当たり	996
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	259	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	259
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,227	児童心理治療施設本体	1人当たり	5,227
初度設備相当加算	1人当たり	75	初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア 整備加算	1グループケア 当たり	6,339	小規模グループケア 整備加算	1グループケア 当たり	6,339
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,045	心理療法室整備加算	1施設当たり	36,045
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
通所部門整備加算	1人当たり	2,180	通所部門整備加算	1人当たり	2,180
初度設備相当加算	1人当たり	62	初度設備相当加算	1人当たり	62

新

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,209
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,307
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
通所部門整備加算	1人当たり	2,180
初度設備相当加算	1人当たり	62
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,281
初度設備相当加算	1人当たり	75
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,733
初度設備相当加算	1人当たり	75
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,639
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,639
一時預かり事業所	1施設当たり	11,639
利用者支援事業所	1施設当たり	11,639
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,239
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	11,639
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,783
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
保育室整備加算	1人当たり	996
学習室整備加算	1人当たり	996
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,949
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452

旧

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,209
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,307
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
通所部門整備加算	1人当たり	2,180
初度設備相当加算	1人当たり	62
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,281
初度設備相当加算	1人当たり	75
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,733
初度設備相当加算	1人当たり	75
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,639
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,639
一時預かり事業所	1施設当たり	11,639
利用者支援事業所	1施設当たり	11,639
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,239
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	11,639
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,783
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
保育室整備加算	1人当たり	996
学習室整備加算	1人当たり	996
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,949
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452

(注) (略)

■ 交付基礎点数表 (児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合)

(略)

■ 交付基礎点数表 (産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合)

(略)

■ 解体撤去交付基礎点数

(略)

(注) (略)

■ 交付基礎点数表 (児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合)

(略)

■ 交付基礎点数表 (産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合)

(略)

■ 解体撤去交付基礎点数

(略)

新	旧
<p>■仮施設整備工事費交付基礎点数表 (略)</p> <p>■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■地域交流スペース 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■屋内消火栓設備 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■特殊附帯工事 交付基礎点数 (略)</p> <p>■定期借地権設定のための一時金加算 (略)</p> <p>別表 3～6 (略)</p> <p>別紙 1～7 (略)</p>	<p>■仮施設整備工事費交付基礎点数表 (略)</p> <p>■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■地域交流スペース 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■屋内消火栓設備 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表 (略)</p> <p>■特殊附帯工事 交付基礎点数 (略)</p> <p>■定期借地権設定のための一時金加算 (略)</p> <p>別表 3～6 (略)</p> <p>別紙 1～7 (略)</p>